

# 福岡県公報

平成18年12月8日  
第2617号

## 目次

### 告示(第2414号—第2438号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	2
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定	(健康対策課)	8
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(健康対策課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	10

### 公告

○平成18年度福岡県ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	10
----------------------	---------	----

## 告示

### 福岡県告示第2414号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市三橋町中山字幸々町792番1、792番2、793番1、793番2及び796番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
柳川市本町87番地1  
柳川市長 石田 宝蔵

### 福岡県告示第2415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年12月8日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
久留米都市計画道路3・3・37号山川野口町北野町今山線の追加
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
久留米市山川野口町、山川安居野一丁目及び山川神代三丁目の各一部並びに北野町石崎字渡り、字箱畑、字大ハンヤ、字ツノリ、字六反田、字永尾、字向永尾、字辰口、字上ヅル、字北上ヅル及び字土居ノ内の各一部並びに北野町高良字六丁の一部並びに北野町十郎丸字野屋敷、字古町、字長谷古、字天神木、字町前、字水越、字藏塚、字水洗及び字一本木の各一部並びに北野町今山字堂屋敷、字オノ木、字今山屋敷、字今山脇、字今山後、字井樋口、字下芝田、字上芝田、字向オノ木及び字下長溝の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
久留米市都市建設部都市計画課  
久留米市北野総合支所建設課

**福岡県告示第2416号**

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糟屋郡新宮町大字三代字須川772-7	江口内科クリニック	江 口 克 彦
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属 たちばな診療所	本 庄 庸

古賀市鹿部482番地	医療法人聖恵会 福岡聖恵病院	木 村 治 道
古賀市千鳥6丁目11番24号	医療法人ゆりの会 舞の里内科クリニック	関 戸 茂 樹
古賀市千鳥6丁目11番24号	医療法人ゆりの会 舞の里内科クリニック	深 田 光 敬
糟屋郡志免町別府443-1	こば泌尿器科・皮フ科クリニック	木 場 勝 司
豊前市大字恒富40番1	みぞぐち泌尿器科クリニック	溝 口 裕 昭
八女市大字蒲原1295-3	医療法人 岩井脳神経外科医院	富 田 暢
八女市馬場74の2	医療法人 古賀泌尿器クリニック	古 賀 弘
筑前町朝日576	あさひクリニック	村 上 智 子
京都郡みやこ町犀川下伊良原44番地	みやこ町立やまびこ診療所	松 尾 隆
京都郡みやこ町犀川本庄225-5	こが医院	古 賀 裕 之

**福岡県告示第2417号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
前原市大字波多江263番地の1	医療法人順心会 中村循環器科心臓外科医院	精 松 宏 樹
前原市波多江699-1	井上病院	岡 澤 猷 夫
前原市前原中央1-2-5	岩隈整形外科医院	岩 隈 武 幸
八女市馬場74-2	鈴木泌尿器科医院	古 賀 弘
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	宮 崎 礼 明

**福岡県告示第2418号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的**

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1588号

**2 変更に係る指定施業要件**

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2419号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的**

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1916号（4に係るものに限る。）

**2 変更に係る指定施業要件**

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2420号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的**

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第845号

**2 変更に係る指定施業要件**

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2421号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的**

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第847号

**2 変更に係る指定施業要件**

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第2422号**  
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年6月7日福岡県告示第896号  
2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第2423号**  
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年6月7日福岡県告示第897号  
2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第2424号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。  
平成18年12月8日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 スーパードラッグコスモス大川店  
(2) 所在地 福岡県大川市大字上巻字七田244番 外  
2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**福岡県告示第2425号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成18年12月8日

## 福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	荒 木 停 車 場 線	前	久留米市荒木町荒木1200番1先から 同市荒木町荒木1835番10先まで	4.4 ～ 10.8	326.8
			後	同上	4.4 ～ 10.8	326.8
			後	同上	6.8 ～ 13.0	336.0

## 福岡県告示第2426号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年12月8日

## 福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏 名	住 所		名 称	所在地
福岡県第467号	上 野 哲 也	八女郡星野村 11993-1	種穂 苗木	上野 哲也	八女郡星野村 11993-1
福岡県第468号	石 橋 聖 二	久留米市通東町 3-5	種穂 苗木	石橋 聖二	久留米市通東 町3-5
福岡県第469号	伊 藤 正 博	八女郡星野村 14220-1	種穂 苗木	伊藤 正博	八女郡星野村 14220-1

## 福岡県告示第2427号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年12月8日

## 福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日  
平成18年11月13日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人ほのぼの

(2) 代表者の氏名  
伊藤 秀子

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市宮ノ陣6丁目15番11号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第2428号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月8日

## 福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日  
平成18年11月13日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人福祉会すまいる

(2) 代表者の氏名  
田中 俊行

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市荒木町藤田1348番地7

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者問題に関する啓発活動及び障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第2429号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人21世紀世界健康環境ネットワーク

(2) 代表者の氏名  
石川 榮三

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県大野城市曙町3丁目4番12号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は地球温暖化の影響等による環境破壊、健康被害、食糧汚染、エネルギー問題等の被害を未然に防ぐ必要性から、私たち人類をはじめあらゆる生物に対して、子々・孫々まで平和で健康な生活が送れる様に、新しい科学技術を取り入れた物質波や電磁波の波動エネルギーを応用した機具等の販売を通し、農作物の無農薬栽培技術及び、環境保全技術等の普及に関する事業を行います。又、世界の人々の健康と環境をテーマに個人・団体のネットワークを構築しながら、人間の調和に貢献し、21世紀世界健康、環境作りに寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第2430号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
(変更前) 特定非営利活動法人共同作業所コスモキャンパス  
(変更後) 特定非営利活動法人コスモキャンパス

(2) 代表者の氏名  
宮崎 和起

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県古賀市今在家184番地1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、安本心理機能訓練を通して、不特定かつ多数の知的障害児（者）及び知的障害は持たないが、対人関係が難しく社会適応が難しい人々に対する、作業支援及び日常生活自立支援に関する事業などを行い、くらしやすい町づくりを地域の協力のもとに推進し、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第2431号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字道徳2856-1、及び2856-6から2856-15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田2丁目11番24号

大和ハウス工業株式会社 福岡支店 支店長 沼田 茂

---

#### 福岡県告示第2432号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町新津二丁目14-1、14-2、14-9から14-25まで、三丁目9-1から9-3まで及び9-8から9-54まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区紺屋町1番12-301号

榎本ビル商事株式会社 代表取締役社長 榎本 己之助

---

#### 福岡県告示第2433号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州自立生活センター

(2) 代表者の氏名

田中 雄平

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区堅町二丁目1番5号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、障害者が地域の中で自分らしい生活や人生を実現していくため、障害当事者の経験や意見を活用して、権利擁護、自立を支援する事業及び社会参画にあたって障壁のない環境をつくるための活動等を行い、すべての人々が共に支え合い安心して暮らしていける成熟した福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第2434号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市王丸字徳丸771番3、771番4、772番1、773番、772番6、775番3から775番5まで、776番6及び776番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市王丸1213番地

中村 正治

---

#### 福岡県告示第2435号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字久家字貝原2527番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島郡志摩町大字師吉6番地の16  
鳴海 和希

### 福岡県告示第2436号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市美鈴が丘1丁目2番1及び2番9から2番51まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社 取締役社長 長尾 亜夫

### 福岡県告示第2437号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所在地	指定年月日
18 健 結 第 13 号	くさかべまき内科クリニック	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776-1	18・11・1
18 筑 保 第 789 号	口腔保健センター休日急患歯科診療所	春日市春日原北町1-3-6	18・4・1
18 筑 保 第789号-2	青柳外科医院	筑紫野市二日市南2-2-10	18・4・1
18 筑 保 第789号-3	いのうえこどもクリニック	大野城市山田2-2-25	18・5・19

18 筑 保 第789号-4	ふかうみ内科	大野城市下大利2-18-13	18・3・27
18 筑 保 第789号-5	市川クリニック	大野城市白木原1-1-55	18・4・1
18 筑 保 第789号-6	久富内科医院	大野城市牛頸3-2-5	18・5・1
18 筑 保 第789号-7	いとう内科クリニック	筑紫野市原田6-10-1	18・4・12
18 筑 保 第789号-8	タカラ薬局山田	大野城市山田2-2-26	18・5・1
18 筑 保 第789号-9	ビタミン薬局	筑紫野市原田6-11-5	18・5・1
18 筑 保 第789号-10	芝原調剤薬局	太宰府市通古賀6-7-1	18・3・1
18 筑 保 第789号-11	医療法人上野脳神経外科クリニック	筑紫野市原田4-15-8	18・5・1
18 筑 保 第789号-12	ふたつぎ歯科クリニック	筑紫郡那珂川町王塚台1-21-2	18・5・16
18 筑 保 第789号-13	福原歯科医院	筑紫野市針摺中央2-14-1	18・5・1
18 筑 保 第789号-14	杏林調剤薬局 向佐野店	太宰府市大字向佐野419-1	18・6・1
18 筑 保 第789号-15	有限会社 あすか薬局	春日市春日原東町3-20MCビル1階	18・7・1
18 筑 保 第789号-16	医療法人まことクリニック	春日市春日原東町3-20	18・6・30
18 筑 保 第789号-17	たちばな調剤薬局五条店	太宰府市五条2-5-17	18・6・30
18 筑 保 第789号-18	あおぞら薬局西通店	大野城市下大利1-6-29	18・6・1
18 筑 保 第789号-19	株式会社大賀薬局太宰府病院前店	太宰府市五条4-5-50	18・8・1



18 筑 保 第789号-20	安東歯科医院	大野城市瓦田1-16-12	18・8・14
18 筑 保 第789号-21	ひまわり薬局	春日市紅葉ヶ丘東1-66 1階	18・9・1
18 筑 保 第789号-22	伯玄調剤薬局	春日市伯玄町2-14-1	18・10・1
18 筑 保 第789号-23	あらまき歯科医院	筑紫郡那珂川町片縄東1-22-13	18・10・1
18 筑 保 第789号-24	ニック調剤薬局筑紫野店	筑紫野市針摺東3-1-8	18・11・1
18 朝 保 健 第 8 号	サンアイ調剤薬局えびす店	朝倉市持丸455-8	18・10・4
18 朝 保 健 第 9 号	あさひクリニック	朝倉郡筑前町朝日576	18・11・1
18 糸 保 健 第 26 号	くれよん薬局	前原市前原西4-3-6	18・9・28
18 糸 保 健 第 27 号	医療法人福生会フクヨ内科医院	前原市高田4-24-1	18・10・20
18 鞍 保 号 第 4 号	ひぐち歯科クリニック	直方市大字感田字湯ノ浦1781-15	18・11・17
18 田 保 健 第 4 号	あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・8・16
18 田 保 健 第 5 号	たけ歯科こども歯科	田川市大字弓削田1740	18. 11. 1
18 田 保 健 第 6 号	医療法人恭和会 後野医院	田川市大字夏吉262-7	18・11・1
18 田 保 健 第 7 号	医療法人恭和会あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・11・1
18 田 保 健 第 8 号	時川調剤薬局	田川市大字弓削田219-4	18・11・1
18 田 保 健 第 9 号	あおば薬局	田川郡糸田町3097	18・10・24

18 久 保 第 23 号	スマイル歯科	久留米市津福本町字沼尻池内568-1	18・10・1
18 久 保 第 24 号	えだみつ歯科クリニック	久留米市上津1-11-6	18・10・1
18 久 保 第 25 号	薦野歯科医院	久留米市国分町字北島202-1	18・10・3
18 久 保 第 26 号	行徳皮膚科クリニック	うきは市浮羽町浮羽字南深町459-5	18・10・13
18 京 健 第 11 号	時川薬局	行橋市大字天生田1231-3	18・11・1
18 京 健 第 12 号	さんらく薬局	豊前市大字三楽155-3	18・11・1

## 福岡県告示第2438号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により次のように告示する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	医療機関の名称	所在地	辞退年月日
36 結 第 1086 号	南内科医院	大牟田市一浦町5-10	18・10・8
14 筑 保 健 第 26 号	いわお内科クリニック	大野城市白木原1-1-55	18・3・31
42 結 発 第 207 号	青柳外科医院	筑紫野市塚本1095-1	18・3・31
14 筑 保 健 第 24 号	久富内科医院	大野城市牛頸3-2-5	18・4・30
14 筑 保 健 第 5 号	上野脳神経外科クリニック	筑紫野市原田4-15-8	18・4・30

2保対結 第32号	福原歯科医院	筑紫野市大字針摺9-47	18・4・30
9保対結 第133号	医療法人まことクリニ ック	春日市春日原東町3-38	18・6・29
4保対結 第71号	安東歯科医院	大野城市白木原1-4-14	18・8・13
5保対結 第67号	有限会社コトブキ調剤 薬局	前原市前原西4-3-6	18・8・21
57予結 第20号	フクヨ内科医院	前原市大字高田9-6	18・10・20
10健結 第4号	なごし歯科医院	田川市大字夏吉1205-11	18・8・15
9保対結 第71号	かわかど歯科医院	田川郡糸田町宮床1945-15	18・9・30
62予老 第32号	医療法人 後野医院	田川市大字夏吉262-7	18・10・31
18田保健 第4号	あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・10・31
1保対結 第59号	(有)時川調剤薬局	田川市大字弓削田219-4	18・10・31
11健結 第83号	あおば薬局	田川郡糸田町3097	18・9・21
54予結 第103号	内田歯科医院	田川郡赤池町大字赤池松本578-1	18・11・1
54予結 第103号	内田歯科医院	田川郡赤池町大字赤池松本578-1	18・11・1
38結発 第289号	福島歯科医院	久留米市大橋町常持263-1	18・9・29
44結発 第124号	仲道内科医院	八女市大字本町1-245	18・9・30
11健結 第89号	時川薬局	行橋市大字天生田1231-3	18・10・31

16京健 第16号	さんらく薬局	豊前市大字三楽155-3	18・10・31
14健結 第50号	(有)TEK 本庄薬局	京都郡犀川町大字本庄224-3	18・11・8

## 福岡県告示第2439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日  
平成18年11月27日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ザ・モール春日  
(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社 エスシーシー 代表取締役 簗口 一実	株式会社 エスシーシー 代表取締役 大橋 哲彦

## 公 告

## 公告

平成18年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成18年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

## 2 試験

## (1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

## (2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成19年3月7日（水曜日）	午前9時～ 午前9時40分	受付及び注意事項説明	福岡市中央区平尾2丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時40分～午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～ 午後5時	ふぐの処理に関する実技	

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦8センチメートル、横6センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所衛生課又は保健所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活

支援課、福岡市については各区保健福祉センター衛生課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健福祉部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書とする。）

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申込前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、各保健福祉環境事務所、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記し、80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年1月4日（木曜日）から平成19年1月18日（木曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年1月18日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成19年3月28日（水曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所、保健所等及び生活衛生課に掲示し、県公報に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所、保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。